

令和7年度
閲覧設計書

工 事 名	奄美地区水産環境整備工事(R7-2工区)
工 事 箇 所	名瀬沖
工 期	令和8年3月25日限り(繰越承認後245日間)

【 閲覧設計書内訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○
積算単価根拠表	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	漁場開発係
-------	-------

照合確認	電子閲覧
------	------

特 記 仕 様 書

工 事 名:奄美地区水産環境整備工事 (R 7 - 2 工区)
工事箇所: 名瀬沖

第 1 条 準拠図書

本工事は本特記仕様書, 契約書, 設計図書によることとし, 特に定めのない事項については, 下記のとおりによるものである。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 土木工事共通仕様書 | (鹿児島県土木部・令和7年3月) |
| (2) 土木工事施工管理基準 | (鹿児島県土木部・令和7年4月) |
| (3) 土木請負工事必携 | (鹿児島県HP掲載内容・契約時点) |
| (4) 土木関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部長通知) |
| (5) 漁港漁場関係工事共通仕様書 | (水産庁漁港漁場整備部・令和7年5月) |
| (6) その他, 関係法令規則等 | |

なお, これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は, 監督職員と協議し, かつその指示に従うこと。

第 2 条 施工条件明示

別添の施工条件明示によるものとする。

第 3 条 工程管理

- 1 請負者は毎月末日の工事出来高について, 毎月25日までに工事進捗状況写真(全景又は代表部分)を添付し監督職員に報告しなければならない。
- 2 「土木工事施工管理基準」に従い工程管理を的確に行うとともに, 主要な工程変更については, 監督職員と協議を行うこと。

第 4 条 用地関係

製作ヤードは思勝港用地を予定している。思勝港用地では, 他の工事における用地の使用も想定されるため, 港湾管理者と協議し, 作業の安全性が確保されるようにヤードを決定するものとする。

製作ヤード周辺は, 漁船やその他船舶等の利用等があるため安全に十分に留意すること。

なお, 請負者の都合によりヤードを変更する場合, 変更に伴う費用の増額については請負業者の負担とし, 設計変更の対象としない。

第 5 条 作業船のえい航費

- 1 作業船のえい航費は, 名瀬港より往復の費用を計上している。
- 2 契約後, 必要となる船舶の在港が確認できない場合は, 当該港への入出港が鹿児島港と異なることを書面等をもって確認し, 甲乙協議のうえ, 受注者の責によらず必要と認められる場合は, 設計変更の対象とする。

なお, えい航に伴う確認請求は, 原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

また, 在港中の船舶を使用するなど, えい航が不要となった場合は, えい航費を減額する。

第 6 条 施工位置の確認

沈設作業に先立ち, 施工位置について地元漁協(名瀬漁協)の立会を求め確認を受けること。

第 7 条 魚礁の出来型

本工事の魚礁の出来形の規格値は下記のとおりとする。

- 1 設置箇所出来形は、着工前測量データと比較できる投入後の音響測深器データを添付することとする。
- 2 設置位置は全基測定を行う、位置は設計図書で示された範囲内にあり、重ならないようにすること。
- 3 その他については、「漁港漁場関係工事出来形管理基準 22. 魚礁工」による。
なお、上記により難しい時は監督職員と協議のうえ決定する。

第8条 魚礁の施工

- 1 製作した魚礁の設置が完了するまでの取り扱いについては、魚礁に破損等が生じないように十分注意すること。万一、ひび割れ等や破損等が生じた場合は、必要な費用等については請負者が負担するものとする。
- 2 請負者は魚礁部材の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形、欠け等が生じないように取り扱い、部材に損傷を与えない処置を講じなくてはならない。
- 3 請負者は沈設に先立ちDGNSSか同等以上の測量機器を利用して位置を測定し、設計図書に定められた場所に沈設しなくてはならない。
- 4 沈設する魚礁は全数量が確認できるよう、船舶上で出来高（積載状態）を確認し、資料を作成すること。また、沈設後の空船状況も写真管理すること。
- 5 沈設後の確認は各魚礁毎に音響測深器などにより出来高確認を行い、その位置を、DGNSSか同等以上の機器により出来高確認を行い、その位置を、DGNSSか同等以上の機器により記録し、測深器等による記録とともに、監督職員に提出しなければならない。

第9条 週休2日試行工事について

- 1 本工事は週休2日試行工事の対象である。
- 2 当工事においては『「週休2日」試行工事实施要領（港湾・漁港事業編）』を適用している。

第10条 施工環境監理者の配置

- 1 本工事には、施工環境監理者を配置することとする。
- 2 施工環境監理者の資格については、次のいずれかを有する者とする。
 - 1) 技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者
 - 2) 社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者
- 3 施工計画書で記載する業務内容については、以下を基本とする。
 - ①周辺海域の自然環境に対する検討
請負者は、発注者が示す資料等や漁業者等のヒアリングにより、工事場所周辺における自然環境や動植物の生息環境の把握に努め、作業時期や作業方法等について、具体的な環境対策を記載すること。
 - ②環境改善等の技術的提案
必要に応じて、藻場の拡大や生物環境の改善に繋がる可能性を有する技術的提案を行うこと。
- 4 施工環境監理者は、海上作業の環境対策に係る指導を行うこと。
- 5 施工環境監理者は、周辺海域への環境影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員の指示があればそれに従うこと。
- 6 施工環境監理者は専任とするが、密接な関係にある2件以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、兼任できるものとする。
- 7 施工環境監理者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人と兼務できるものとする。
- 8 実施体制の表示については、施工計画書の現場組織表に施工環境監理者の氏名を記載するとともに、水産工学技士の有資格者は、技術者の資格者表に登録番号を記載することとする。

－記載参考例①－

現場組織表															
○現場代理人 (氏名) 主任技術者 (氏名)	<table border="1"> <tr> <td>測量係</td> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td>地形管理係</td> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td>品質管理係</td> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td>工程材料係</td> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td>労務機管理係</td> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td>重安全係</td> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td>工事係</td> <td>(氏名)</td> </tr> </table>	測量係	(氏名)	地形管理係	(氏名)	品質管理係	(氏名)	工程材料係	(氏名)	労務機管理係	(氏名)	重安全係	(氏名)	工事係	(氏名)
測量係	(氏名)														
地形管理係	(氏名)														
品質管理係	(氏名)														
工程材料係	(氏名)														
労務機管理係	(氏名)														
重安全係	(氏名)														
工事係	(氏名)														
監理技術者 (氏名) 施工環境監理者 (氏名)	<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>														
緊急時連絡先 昼 Tel. 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (氏名) 夜 Tel. 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (氏名)															

注) 1 現場常駐者は○印をつける。
2 自主的施工の場合は施工管理技術者を記入のこと。
3 その他必要な「係」があれば追加する。
4 現場事務所に掲載すること。

－記載参考例②－

現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工環境監理者などの資格者表

氏 名	職 名	経験年数	資格種別及び合格番号	備 考
	現場代理人	年	1級土木施工管理技士 ()	
	主任技術者	年	1級土木施工管理技士 ()	
	監理技術者	年	1級土木施工管理技士 ()	監理技術者資格 (第)

	施工環境監理者	年	水産工学技士 ()	

9. 資格証明書等の携行について、施工環境監理者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用することとする。

－記載参考例③－ 名 札（監理技術者と兼務する場合）

監理(主任)技術者 <u>〔施工環境監理者〕</u>	
氏 名	〇〇 〇〇
工事名	〇〇工事
工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
写 真 2cm×3cm 程 度	会 社 ◇◇建設株式会社 印

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	契約工期	・ 契約工期は、令和 8 年 3 月 25 日限り	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	○
		・ 繰越承認後245日間			○
	余裕期間	・ 余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-26	11-77	—
		○〇日、○月○日まで			
	週休 2 日（試行）	・ 「週休 2 日」試行工事 ※第 9 条に記載事項あり	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	○
	概算数量発注	・ 概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期 + 15 日付与			
		設計金額2,500万円以上 標準工期 + 30 日付与			
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分 1 以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	○
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	—	○
		・ 本工程（ゼロ県債）事業については、令和〇年4月〇〇日以降に請求することができる。			
		・ 中間前払金を請求することができる。			○
	部分払い	・ 部分払いの請求は 2 回以内で、前金払がある場合でも 2 回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	—	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・ 請負金額 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	—
	品質証明	・ 予定価格 1 億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	・ 技術者の途中交代	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・ 請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	・ 請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携		○ ○
	現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・ 現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能 3 件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携		—
	法定外の労災保険付与	・ 「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	中間検査	・ 本工程は、中間検査を実施する工事（当初設計金額 3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	3-5 11-72	○
		・ 本工程は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） （令和6年7月24日通知 参照）			—
	施工体制台帳	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10	1-8	○
	施工体系図		11-7-1-7,8	11-70	
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	—
		①工事全体で制約			
		②現道上の工種で制約			
		③積算しない			

施工条件明示（特記すべき事項）

	明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
	施工箇所所在	・ 施工箇所が点在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—
		「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」			
		一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定			
	現場環境改善 (イメージアップ)	・ 現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72	○
	CCUS	・ 建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	○
	地域外労働者確保 (地域外経費)	・ 労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78	—
		・ 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域），十島村（全域），獅子島，口永良部島， 加計呂麻島，与路島，請島の工事	特記事項	—	—
		・ 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事	特記事項	—	—
	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	○
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
	下請工事管内優先活用	・ 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	○
	快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	○
	三者技術調整会	・ 本工事は，三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	—
		・ 本工事は，三者技術調整会を開催を予定していない工事			○
	危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 商工労働水産部漁港漁場課 緊急連絡先： 099-286-3431	特記事項	—	○
	不当介入	・ 不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
	環境改善 (工事編)	・ 「環境改善実施要領（工事編）」により，工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工程関係	河川区域制約	・ 令和〇年〇月〇日までは，出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—
	占用物件など	・ 令和〇年〇月〇日までに，NTT電柱移設が完了予定である。	特記事項	—	—
	部分引き渡し	・ 令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	—	—
	作業不能日数	・ 本工事の工期は，波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	—	—
	他工区との調整	・ 先行している工事の工期は，令和〇年12月〇〇日完成を予定しており，着手は，令和〇年1月〇日から着手となる。	特記事項	—	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。	特記事項	－	－
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	－	－
	仮設ヤード	・本工事における魚礁の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 （１）場 所：思勝港 （２）期 間：令和7年11月～令和8月5月 （３）復旧条件：ヤードの使用後は整地（清掃）すること	特記事項	－	○
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	－	－
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。	特記事項	－	－
工事関係	ＩＣＴ活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上	試行要領	－	－
		・受注者希望型（土工）			－
		・受注者希望型（作業土工（床掘））			－
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））			－
		・受注者希望型（小規模土工）			－
		・受注者希望型（法面工）			－
		・受注者希望型（舗装工）			－
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））			－
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）			－
		・受注者希望型（地盤改良工）			－
		・受注者希望型（河川浚渫工）			－
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））			－
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））			－
		・受注者希望型（基礎工）			－
		・受注者希望型（擁壁工）			－
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）			－
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。 Ⅰ スリ-ス-リーフⅠ-2SNLG-4CHF型	特記事項	－	○
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径
		18N/mm ²	8cm	4.50%	40mm
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他
				高炉B種	
	スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	共通仕様書 11-7-2-9	11-81	○
	シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）	共通仕様書 11-7-2-6	11-80	－

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
	工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道　〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇 t 以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	—	—
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W=　　m、延長L=　　mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	—	—
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	—	—
		・「防災・減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」追加看板			—
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	—
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			—
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について （対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。）	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	○
建設副産物	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○ ○
	クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9 t 吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9 t 吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	—	○
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	○
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	○
	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受 入 れ 場 所： 〇〇市〇〇町〇〇地内 処 分 場 名： 〇〇〇〇〇〇処分場 運 搬 距 離： 〇 k m そ の 他：	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目	
建設リサイクル法	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○	
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 （土木） の運用	－		
		②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		③基礎工事	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
	再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 （使用箇所）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－
再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲%密粒再生						
再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)						
建設発生土の利用	・○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	－	
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－	
	①指定副産物	コンクリート						
		アスファルト						
	②一般廃棄物	木くず						
		刈草・選定枝葉						
建設汚泥の再生利用	①処理概要	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	－
	②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
		品質基準	コーン指数					
		生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）					
			特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
	建設汚泥の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—
	①施設の名称及び所在地							/
	②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分				共通仕様書 11-7-1-24	11-77	—
③その他 仮置き等必要条件					共通仕様書 11-7-1-23			11-76
舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について					共通仕様書 11-7-1-24	11-77	
	根株、伐採木等の利用	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内 ・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。				共通仕様書 11-7-1-23	11-76	—
	発生工事 利用工事							—
その他	関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、漁業者の操業区域と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80	○
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80	—
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	—
		①お盆						—
		②年末年始						—
		③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）						—
	漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	—	—
	工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—
		現場発生品名		引渡場所				/
	支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—
		支給品名	規格	数量・単位	支給場所			/
部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。 （１）部分使用範囲：別添図のとおり （２）目的： （３）部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				契約書 第34条	—	—	